

負担水準が65%を超える商業地等の税額軽減措置の継続を 求める意見書

景気の低迷が続く中で、東京都内の商業地等における事業者の固定資産税に対する重税感は余りあるものがあり、地価が下落しても税負担が増加するいわゆる逆転現象が、負担水準が60%に届いていない土地に起きています。

また一方、既に負担水準が70%に届いている土地については、地価の評価が下がれば課税標準額も下がり、税負担は軽減しますが、その負担水準の上限である70%は高すぎるという声が多く聞かれていました。

このような状況の中で、東京都が平成17年度から負担水準の不均衡を是正し、過大な税負担を緩和する目的で実施した、23区内の「負担水準が65%を超える商業地等においては負担水準65%の水準まで税額を軽減する。」措置は、23区内の商業等の約6割に当たる約21万件が恩恵に浴したと聞いています。

つきましては、地域経済の活性化に向け、景気の先行きの不透明感が続く中で、この軽減措置を今年度同様、平成18年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成17年10月 日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて